

第15期

定時株主総会 招集ご通知

〔日時〕

2022年6月22日(水曜日)

午前10時(受付開始 午前9時30分)

〔場所〕

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号

京セラ原宿ビル2階

株式会社レアジョブ 本店会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

株式会社レアジョブ

証券コード：6096



【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。当日のご来場に関しては、感染の回避のため自粛をご検討ください。

目次

第15期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	9
添付書類	
●事業報告	12
●連結計算書類	31
●計算書類	33
●監査報告書	35

証券コード 6096
2022年6月7日

株主各位

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株式会社レアジョブ
代表取締役社長 中 村 岳

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控え頂くようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月21日（火曜日）営業時間終了時（午後5時）までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号 京セラ原宿ビル2階
株式会社レアジョブ 本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rarejob.co.jp>) に掲載させていただきます。

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rarejob.co.jp>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎ご来場いただく場合、総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮頂きますようお願い申し上げます。総会会場では、感染予防の対策をさせていただきます場合もありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。


◎総会当日の様子の一部は、後日当社ウェブサイトにて公開を予定しております。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から11頁）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。


インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2022年6月21日（火曜日）午後5時入力分まで


郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年6月21日（火曜日）午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合



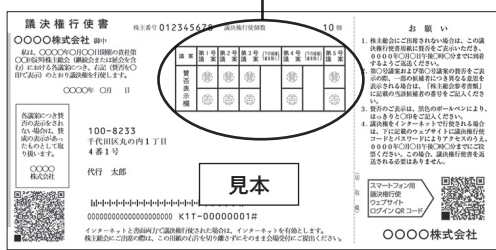
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
会場 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号 京セラ原宿ビル2階本店会議室
 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

代理人によるご出席について
 議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。



【第1号議案・第2号議案】
 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印 否認する場合 → 「否」の欄に○印

【第3号議案・第4号議案】
 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

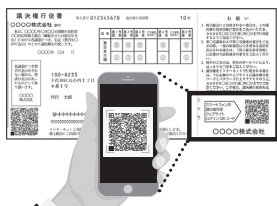
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

● インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

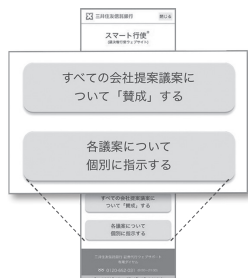
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

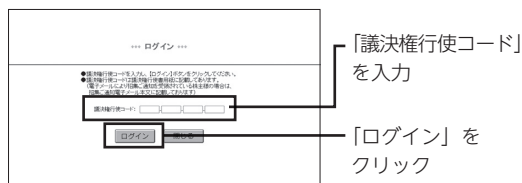
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

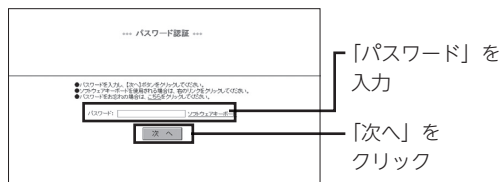
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行使されたものを有効として取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、将来の成長投資に必要となる内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主の皆様への利益還元を総合的に勘案したうえで、中長期的に20%程度の連結配当性向を目標とし、安定的且つ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、上記方針に基づき、連結財務状態等を勘案し、以下のとおり1株当たり11円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金11円

配当総額 102,343,736円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）（3名）は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の検討及び監査等委員会の審議を経ており、両委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なかむら かく 中村 岳 (1980年9月11日生)	2005年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ) 入社 2008年2月 当社代表取締役 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）	1,992,524株
2	やすなが せいし 安永成志 (1978年7月20日生)	2000年4月 株式会社エス・ワイ・エス入社 2003年11月 株式会社光通信入社 2006年4月 株式会社インフィニティソリューション設立 代表取締役 2008年5月 株式会社グローバルホットライン入社 2009年8月 株式会社アクセルジャパン設立 代表取締役 2010年5月 株式会社カカコム入社 2014年4月 フォートラベル株式会社出向 代表取締役 2017年1月 当社入社 執行役員事業企画室長 2018年6月 当社取締役（現任）	5,100株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
 2. 中村岳氏を取締役候補とした理由は、当社の創業者であり、経営に関する豊富な経験やグローバル及びEdTech市場に関する専門的な知見を有し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材であると判断したためであります。
 3. 安永成志氏を取締役候補とした理由は、グローバル及びEdTech市場に関する専門的な知見を有し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材であると判断したためであります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（3名）は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の検討を経ており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みはら たか お 三原 宇雄 (1975年8月20日生)	2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年9月 株式会社レコフ入社 2007年3月 三菱UFJ証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2010年7月 株式会社みずほ銀行入行 2014年4月 三原公認会計士事務所 所長（現任） 2016年1月 当社常勤監査役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 三原公認会計士事務所 所長	400株
2	なり まつ じゅん 成 松 淳 (1968年11月14日生)	1996年11月 監査法人原会計事務所入所 1998年5月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2004年12月 株式会社東京証券取引所上場部出向 2007年1月 クックパッド株式会社入社 2007年6月 同社取締役 2007年7月 同社執行役 2013年4月 ミューゼオ株式会社設立 代表取締役社長（現任） 2013年10月 当社社外監査役 2013年12月 株式会社ヘリオス社外監査役 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年3月 株式会社ヘリオス社外取締役 （重要な兼職の状況） ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員）	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	いがらし 五十嵐 (1973年5月10日生) みき 幹	1996年4月 日本アジア投資株式会社入社 2003年4月 株式会社クロス・マーケティング設立 代表取締役社長 2006年12月 株式会社リサーチパネル取締役(現任) 2011年3月 株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長兼CEO(現任) 2011年12月 株式会社クロス・コミュニケーション 代表取締役社長 2012年2月 Cross Marketing China Inc.(現 Kadence International Inc.(China)) 董事長 2013年6月 株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長兼CEO(現任) 2014年6月 当社社外取締役 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クロス・マーケティンググループ代表取締役社長兼 CEO 株式会社クロス・マーケティング代表取締役社長兼CEO	400株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は社外取締役候補者であります。
3. 三原宇雄氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行でき、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 成松淳氏を社外取締役候補とした理由は、公認会計士及び経験豊富な経営者の観点を有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行でき、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 五十嵐幹氏を社外取締役候補とした理由は、経験豊富な経営者の観点を有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行でき、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年、その内、監査等委員である取締役としての在任期間は4年となります。
6. 当社と三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。当社は、各氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定です。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に再任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 選任後の取締役会の構成とスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案通り可決されますと、取締役会の構成は以下のとおりとなります。なお、本一覧表は各取締役の経験等を踏まえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	当社における地位 (予定)	特に有する専門性・経験					
		経 営	財務・会計	金融・資本市場	コンプライアンス・リスクマネジメント	グローバル	EdTech
中村 岳	代表取締役社長	●				●	●
安永 成志	取 締 役				●	●	●
三原 宇雄	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		
成松 淳	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		
五十嵐 幹	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●	

専門性・経験の詳細

経営	上場企業での経営者（代表権のある取締役）としての経験
財務・会計	公認会計士/税理士、CFOの経験、財務・経理関連の部門長/担当役員の経験
金融・資本市場	金融市場に関する知識（アナリスト）等の専門性を有している者、M&A及び投資管理の部門長/担当役員の経験
コンプライアンス・リスクマネジメント	弁護士、法務・コンプライアンス関連部門、内部監査部門又は総務部門の部門長/担当役員の経験、他社での社外役員経験（グループ会社を除く）
グローバル	海外企業の経営経験、海外事業関連の部門長/担当役員の経験
EdTech	EdTech企業における業務執行取締役としての経験、EdTech企業における技術戦略・研究開発部門長/担当役員の経験

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが事業を展開する英語関連市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響は顕著であり、2020年の感染拡大初期においては、「巣ごもり需要」と呼ばれた現象により、英語学習ニーズが一時的に急増しました。しかし、2020年後半以降、海外渡航・入国制限の長期化により個人の海外旅行やビジネスでの海外出張、海外からの観光等での外国人の来日の機会がなくなった影響を受け、大人向けの英会話学習のニーズが鈍化しております。

しかし中長期的には、超少子高齢化による国内市場の縮小や生産人口の減少が予想される日本において、企業による海外市場への進出や、外国人材の登用を積極的に行うことが国内企業にとって不可避となり、結果として、グローバルに活躍できる人材や、外国人材と協働できる人材が多く求められるようになると想定されます。

上述のように、企業が求める人材像が変化していく中で、グローバル言語としての英語の重要性及び学習ニーズは高まると同時に、英語学習の目的が、単に趣味として英語を話して楽しく過ごすことではなく、「英語が話せるようになる」という「成果」を重視するトレンドへ変化しております。

このような状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染症の終息後、また中長期的な市場環境変化を見据えた英語学習ニーズの取り込みを拡大するべく取り組みを続けております。

このような環境の中、当社グループでは、従来の英会話の場を提供する低価格のオンライン英会話サービスの提供だけでなく、「英語が話せるようになる」という「成果」を生み出す高付加価値な英語関連サービスを展開するため、継続してサービス拡大や品質向上に取り組んでおります。その取り組みとして、外国語のコミュニケーション能力を表す指標・国際標準規格のCEFRに準拠した英語のスピーキング力を測定するサービス「PROGOS®」や、オンライン完結成果保証型英会話プログラム「スマートメソッド®コース」の提供も行ってまいります。

さらに、当社グループでは「世界中の人々が、それぞれの能力を活かし、活躍できる世の中の実現」のため、グローバルリーダー育成研修サービスの展開や海外進出、幅広い学びの領域への拡大を目指し、M&Aなどの取り組みを進めております。

当連結会計年度において、個人向けサービスについては、2021年12月より子会社化した株式会社資格スクエアの売上寄与により、売上高は前年同期比で増収となっております。法人・教育機関向けサービスについては、株式会社プロゴスにおける営業体制の強化が寄与し、売上高は増収となりました。また、売上原価については、法人・教育機関向けサービスにおける研修サービスの仕入による費用が増加しております。販売費及び一般管理費については、従業員数が増加したことによる人件費や、個人向けサービスにおける広告宣伝費、またシステム開発・強化に関する外注費が増加しております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は5,598,296千円と前年同期比266,369千円(5.0%)の増収、EBITDAは581,018千円と同339,078千円(△36.9%)の減少、営業利益は291,555千円と同377,560千円(△56.4%)の減益、経常利益は242,132千円と同386,842千円(△61.5%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は184,947千円と同206,418千円(△52.7%)の減益となりました。

なお、当社グループは英語関連事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、ソフトウェアの開発等、総額224,765千円となっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に株式会社ボーダーリンク及び株式会社資格スクエアの株式取得対価の原資として、長期借入金1,450,000千円を調達し、また、ストック・オプション行使による払込を受けたことから、発行済株式総数は116,400株増加し、資本金及び資本剰余金はそれぞれ24,617千円増加いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社ボーダーリンクと2021年9月21日に資本業務提携契約を締結しており、これに伴い、同年10月1日付で同社株式2,166株（2022年3月末現在同社の発行済株式総数の49.0%）を取得し、持分法適用会社としております。

また、2021年12月1日付で株式会社資格スクエアの株式70,000株（2022年3月末現在同社の発行済株式総数の70.0%）を取得し、連結子会社としております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは「Chances for everyone, everywhere.」をグループビジョンに掲げ、「世界中の人々が、それぞれの能力を発揮し、活躍できる世の中の実現」を目指しております。現在、ビジョンの実現に向け、英語関連事業を主たる事業として展開しておりますが、「オンライン英会話事業者」から「世の中で活躍する人々を生み出すプラットフォーム企業」へと進化するため、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 提供サービスの品質向上について

今後の事業拡大のためには、ユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上を図る必要があると認識しております。近年では、英会話学習のニーズは、単に趣味として英語を話して楽しく過ごすことではなく、ビジネスパーソンや学生等が英語を話せるようになるという「成果」に変化しております。これに対して、当連結会計年度においては、外国語のコミュニケーション能力を表す指標・国際標準規格のCEFRに準拠した英語のスピーキング力を測定するサービス「PROGOS®」のモバイルアプリの提供を開始し、日本だけでなく海外でも幅広く受験することができる基盤を整えており、より多くの人々が容易に英語のスピーキング力を測定できる機会を創出しております。引き続き、成果を求めるユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上に取り組み、国際社会での協働を可能にするグローバルリーダーの輩出に寄与できるよう、社会の革新と発展に貢献してまいります。

② 組織体制、人材の強化について

当社グループが、業容の拡大及び経営体制の強化を実現していく上で、人材の確保・育成は不可欠であります。そこで、当社グループは每期着々と従業員が増加する中、社員研修制度の充実、公正な人事制度の確立等に取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図ると共に、事業をより効率的且つ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

③ システムの安定的な稼働と強化について

当社グループの事業は、主にインターネット上で展開していることから、サービス提供に係るシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安全性高く、且つ安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。従って継続的にシステムの安定運用にかかる投資が必要であり、今後においてもシステム強化を行っていく方針であります。

④ 当社グループブランドの知名度向上について

当社グループは、オンライン学習の需要の高まり・普及と共に、新聞・テレビ・雑誌等各種マスメディアで紹介される機会が増加したことから、オンライン英会話サービスにおいては、一定の知名度が得られているものと認識しております。しかしながら、新規サービスの普及、更なる事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社グループブランドの知名度をより一層向上させ、「世の中で活躍する人々を生み出すプラットフォーム企業」としてのブランディングに注力することが重要です。特に、PROGOS®を普及させ、より多くの人に受験頂くことは当社グループにとって重要な課題であると認識しており、知名度向上に向けてプロモーション活動を強化してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化について

当社グループが継続的に安定してサービスを提供し、中長期的に企業価値を向上させるためには経営管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを行うことが重要だと考えております。従って内部統制に係る体制や法令遵守の徹底に向けた体制を強化してまいります。特に、当社グループは多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が非常に重要であると認識しております。既に当社はISMSの認証を取得しておりますが、当社グループで継続的改善に取り組み、より高いレベルの運営を目指してまいります。

⑥ プライム市場の上場維持基準への適合について

当社は、2022年4月の株式会社東京証券取引所の市場区分の再編において、プライム市場を選択しております。しかしながら、2022年3月末現在、「流通株式時価総額」については基準を充たしておりません。当社は、一定の株主数や流通株式数等を確保しながらも「流通株式時価総額」が基準に到達していないという結果を踏まえ、企業価値向上に向けた各種施策を確実に進めていくことが重要であると判断しております。これらの課題に対処し、2025年3月期までに上場維持基準を充たすために、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書の中では、①中期経営計画の推進による企業価値の向上②IRの強化③コーポレート・ガバナンスの充実④株主還元の充実を図ることを公表しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第12期 (2019年3月期)	第13期 (2020年3月期)	第14期 (2021年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	3,639,843	4,512,451	5,331,926	5,598,296
経常利益 (千円)	169,406	415,747	628,974	242,132
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (千円)	124,600	205,258	391,365	184,947
1株当たり 当期純利益 (円)	13.63	22.67	43.26	19.98
総資産 (千円)	2,522,309	3,557,857	4,468,579	6,343,236
純資産 (千円)	1,350,256	1,602,235	2,116,882	2,479,220
1株当たり 純資産額 (円)	146.26	151.49	202.55	238.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年4月11日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月6日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
RareJob Philippines, Inc.	19,350千 フィリピンペソ	99.997%	英会話講師の選定・教育・管理業務
ENVIZION PHILIPPINES, INC.	39,000千 フィリピンペソ	※ 99.999%	オンライン英会話レッスンの提供
RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC.	10,000千 フィリピンペソ	※ 99.995%	オンライン英会話レッスンの提供
Rarejob English Assessment, Inc.	48,890千 フィリピンペソ	99.995%	アセスメント事業
株式会社エンビジョン	96,066千円	66.593%	文教事業
株式会社プロゴス	50,000千円	100.000%	グローバルリーダーの評価・育成・採用等関連事業
株式会社資格スクエア	0千円	70.000%	オンライン学習サービス「資格スクエア」の運営
株式会社レアジョブテクノロジーズ	25,000千円	100.000%	教育関連サービス開発事業、ITコンサルティング事業、AIに関する研究開発事業

- (注) 1. ※の出資比率には、間接保有分を含んでおります。
 2. 2021年5月28日付でGOLA English Tutorial, Inc.は、Rarejob English Assessment, Inc.に社名変更しております。
 3. 2021年12月1日付で株式会社資格スクエアの株式を取得し、子会社といたしました。
 4. 株式会社レアジョブテクノロジーズは2022年1月4日に設立しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

主に、個人、法人及び教育機関向けにオンラインでマンツーマンの英会話レッスンを提供する英語関連事業を展開しております。

(9) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区

② 子会社

名 称	所 在 地
RareJob Philippines, Inc.	フィリピン ケソン市
ENVIZION PHILIPPINES, INC.	フィリピン カガヤン・デ・オロ市
RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC.	フィリピン セブ市
Rarejob English Assessment, Inc.	フィリピン カガヤン・デ・オロ市
株式会社エンビジョン	東京都渋谷区
株式会社プロゴス	東京都渋谷区
株式会社資格スクエア	東京都渋谷区
株式会社レアジョブテクノロジーズ	東京都渋谷区

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
861名(34名)	45名増(2名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は () 内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。
 2. 従業員数の増加の主な理由は、株式会社資格スクエアが連結子会社となったことによるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名(18名)	17名減(4名減)	37.6歳	3.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は () 内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。
 2. 従業員数の減少の主な理由は、分社化に伴う当社従業員の転籍によるものであります。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	995,200 千円
三井住友信託銀行株式会社	392,857
株式会社あおぞら銀行	300,000
株式会社みずほ銀行	272,143
株式会社千葉銀行	200,000
日本生命保険相互会社	195,000

(12) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,816,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,303,976株（自己株式354,024株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,293名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
中村 岳	1,992,524株	21.42%
三井物産株式会社	1,828,100株	19.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	707,800株	7.61%
加藤 智久	540,200株	5.81%
株式会社増進会ホールディングス	480,000株	5.16%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	284,300株	3.06%
藤田 利之	260,000株	2.79%
中山 慶一郎	134,500株	1.45%
レアジョブ従業員持株会	96,500株	1.04%
auカブコム証券株式会社	73,000株	0.78%

（注）当社は自己株式354,024株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

株式報酬の内容	譲渡制限付株式報酬
払込期日	2021年10月25日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,424株
処分価額	1株につき1,521円
割当先	当社取締役（監査等委員を除く）1名
譲渡制限期間	対象役員については、2021年10月25日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員の内いずれも退任又は退職するまでの間。
譲渡制限の解除条件	対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

取締役、その他役員に交付した株式報酬の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
当社取締役（監査等委員を除く）	5,424株	1名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	0株	0名
当社社外取締役（監査等委員）	0株	0名

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中村 岳	代表取締役社長	
安永成志	取締役	執行役員
藤田利之	取締役	
三原宇雄	取締役（監査等委員）	三原公認会計士事務所 所長
成松 淳	取締役（監査等委員）	ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員）
五十嵐 幹	取締役（監査等委員）	株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長兼CEO 株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長兼CEO

- (注) 1. 取締役のうち、三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員のうち、三原宇雄氏及び成松淳氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役のみで監査等委員会を構成することとしているため、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員補助者が監査等委員の職務を補助しており、監査等委員と緊密な連携を取ることで、監査の実効性を確保しております。
4. 取締役三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象とならないなど、一定の免責事由を設けております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、現在時点では導入しておらず、今後検討していくものとする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社と付与対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付するものとする。

工. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬および株式報酬の額とする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、金銭報酬については2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、ストック・オプションについては2018年6月21日開催の第11期定時株主総会において、年額30百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）、譲渡制限付株式報酬については、2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、報酬等の決定に係る手続きの透明性・客観性を強化するため、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。当該委員会の審議を経たうえで、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長中村岳が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。なお、その権限の内容は、各取締役の基本報酬および株式報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループの経営状態や取り巻く環境等を、当社において最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、役員の報酬額が恣意的に決定されることなく、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるために必要なモニタリング措置を講じており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	79,216 (-)	64,657 (-)	- (-)	14,558 (-)	3 (-)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	14,140 (14,140)	14,140 (14,140)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）3名（うち社外取締役0名）、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権及び譲渡制限付株式報酬制度に基づく、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 非金銭報酬等に含まれる譲渡制限付株式報酬制度の概要は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のほか、以下のとおりです。

払 込 期 日	2020年8月13日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 12,700株
処 分 価 額	1株につき2,345円
割 当 先	当社取締役（監査等委員を除く） 3名
譲 渡 制 限 期 間	2020年8月13日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれも退任又は退職するまでの間
譲渡制限の解除条件	対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

5. 非金銭報酬等に含まれるストック・オプションの概要は以下のとおりです。

新株予約権の名称	第8回新株予約権
新株予約権の数	100個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 40,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 154円(1株当たり 0.385円)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 262,700円(1株当たり 657円)
役員の保有人数 及び新株予約権の数	当社取締役（監査等委員を除く） 1名100個
新株予約権の行使の条件	「第15期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」をご参照ください

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役（監査等委員）三原宇雄氏は三原公認会計士事務所の所長を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外取締役（監査等委員）成松淳氏はウォンテッドリー株式会社及び株式会社クロス・マーケティンググループの社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外取締役（監査等委員）五十嵐幹氏は、株式会社クロス・マーケティンググループの代表取締役社長兼CEO及び株式会社クロス・マーケティングの代表取締役社長兼CEOを兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	三原 宇雄	当事業年度開催の取締役会には15回中15回（100.0%）出席し、監査等委員会には14回中14回（100.0%）出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	成松 淳	当事業年度開催の取締役会には15回中15回（100.0%）出席し、監査等委員会には14回中14回（100.0%）出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	五十嵐 幹	当事業年度開催の取締役会には15回中15回（100.0%）出席し、監査等委員会には14回中14回（100.0%）出席し、IT業界の会社経営による豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を2回行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、社外取締役について、経営全般、財務・会計、金融・資本市場、コンプライアンス・リスクマネジメント及び海外ビジネスに関する知見等、幅広い分野の専門性・経験を持つ方を社外取締役として選任しており、以下の期待される役割・責任を果たしております。

- (ア)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行なうこと
- (イ)経営陣幹部の選解任その他の取締役の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行なうこと
- (ウ)会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督すること
- (エ)経営陣・主要株主から独立した立場で各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映すること

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 34,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

-
- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,503,147	流動負債	2,529,655
現金及び預金	3,116,675	1年内返済予定の長期借入金	1,142,972
預け金	4,759	リース債務	11,556
売掛金	121,585	未払金	198,175
前払費用	82,152	未払費用	251,325
デリバティブ債権	50,437	未払法人税等	10,798
その他	127,536	未払消費税等	54,089
固定資産	2,840,088	前受金	717,013
有形固定資産	191,276	預り金	23,755
建物	66,581	賞与引当金	71,919
工具、器具及び備品	56,144	事業整理損失引当金	9,254
車両運搬具	82	その他	38,796
使用権資産	68,468	固定負債	1,334,359
無形固定資産	1,458,689	長期借入金	1,212,228
商標権	1,738	退職給付に係る負債	32,330
ソフトウェア	456,224	リース債務	62,574
ソフトウェア仮勘定	88,812	資産除去債務	3,271
のれん	846,092	繰延税金負債	22,535
コンテンツ資産	65,130	賞与引当金	363
その他	690	その他	1,056
投資その他の資産	1,190,123	負債合計	3,864,015
投資有価証券	1,007,791	(純資産の部)	
敷延税金資産	110,359	株主資本	2,182,324
その他	25,947	資本金	606,699
		資本剰余金	787,446
		利益剰余金	1,010,441
		自己株式	△222,263
		その他の包括利益累計額	37,078
		その他有価証券評価差額金	1,346
		繰延ヘッジ損益	34,993
		為替換算調整勘定	7,425
		退職給付に係る調整累計額	△6,687
		新株予約権	82,520
		非支配株主持分	177,297
		純資産合計	2,479,220
資産合計	6,343,236	負債・純資産合計	6,343,236

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売 上	高 価				5,598,296
売 上	原 価				2,307,375
売 上 総 利 益					3,290,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					2,999,365
営 業 外 利 益					291,555
営 業 外 収 入					
受 取 利 息			151		
そ の 他 用 意 金 等			6,562		6,713
営 業 外 費 用					
支 払 利 差 損 失			15,557		
為 替 差 損 失			13,441		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失			1,268		
減 価 償 却 費			18,087		
解 ぞ の 他			3,850		
経 常 利 益			3,932		56,136
特 別 利 益					242,132
特 定 資 産 売 却 益			1,563		
新 株 予 約 権 戻 入 益			6,993		
特 別 整 理 益			53,442		61,999
特 定 資 産 除 却 損 失			281		
減 損 損 失			9,434		
事 業 撤 退 損 失			2,083		
事 務 所 移 転 費 用			22,378		
そ の 他			2,245		36,423
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益					267,708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			89,985		
法 人 税 等 調 整 額			3,565		93,551
当 期 純 利 益					174,157
非支配株主に帰属する当期純損失(△)					△10,790
親会社株主に帰属する当期純利益					184,947

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,535,878	流動負債	1,796,657
現金及び預金	2,310,953	買掛金	20,050
売掛金	51,321	1年内返済予定の長期借入金	1,142,972
前払費用	52,550	未払金	223,441
未収還付法人税等	22,703	未払費用	165,443
デリバティブ債権	50,437	未払消費税等	809
その他の他	47,910	前受金	189,557
固定資産	2,871,390	預り金	15,903
有形固定資産	69,723	賞与引当金	38,479
建物	46,573	固定負債	1,215,701
工具、器具及び備品	23,150	長期借入金	1,212,228
無形固定資産	483,719	資産除去債務	3,057
商標権	1,321	賞与引当金	363
ソフトウェア	430,966	その他の他	52
ソフトウェア仮勘定	50,909	負債合計	3,012,358
その他の他	522	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,317,946	株主資本	2,276,049
投資有価証券	47,342	資本金	606,699
関係会社株式	2,079,205	資本剰余金	780,863
関係会社長期貸付金	47,400	資本準備金	600,599
敷金	99,703	その他資本剰余金	180,263
繰延税金資産	18,872	利益剰余金	1,110,749
その他の他	25,422	その他利益剰余金	1,110,749
		繰越利益剰余金	1,110,749
		自己株式	△222,263
		評価・換算差額等	36,339
		その他有価証券評価差額金	1,346
		繰延ヘッジ損益	34,993
		新株予約権	82,520
		純資産合計	2,394,909
資産合計	5,407,268	負債・純資産合計	5,407,268

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売	上	高			4,661,621
売	上	原	価		1,819,261
売	上	総	利		2,842,359
販	費	及	び	一	般
					管
					理
					費
営	業	利	益		202,501
営	業	外	収		益
受	取	利	息	1,067	
業	務	受	託	108,264	
そ	の		他	143	109,475
営	業	外	費		用
支	払	利	息	6,778	
為	替	差	損	4,004	
解	約	金		3,850	
そ	の	他		3,114	17,747
経	常	利	益		294,230
特	別	利	益		
新	株	予	約	権	戻
					入
					益
特	別	損	失		
固	定	資	産	除	却
					損
減	損	損			失
					損
事	業	撤	退		損
事	務	所	移	転	費
そ	の				用
					他
					費
					1,866
					18,224
税	引	前	当	期	純
					利
					益
法	人	税、	住	民	税
					及
					び
					事
					業
					税
					71,945
法	人	税	等	調	整
					額
					12,813
					84,759
当	期	純	利	益	
					198,240

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 レアジョブ
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊池 寛康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レアジョブの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レアジョブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 レ ア ジ ョ ブ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 貴 子
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 菊 池 寛 康
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レアジョブの2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社レアジョブ 監査等委員会

監査等委員	三原	宇雄	㊟
監査等委員	成松	淳	㊟
監査等委員	五十嵐	幹	㊟

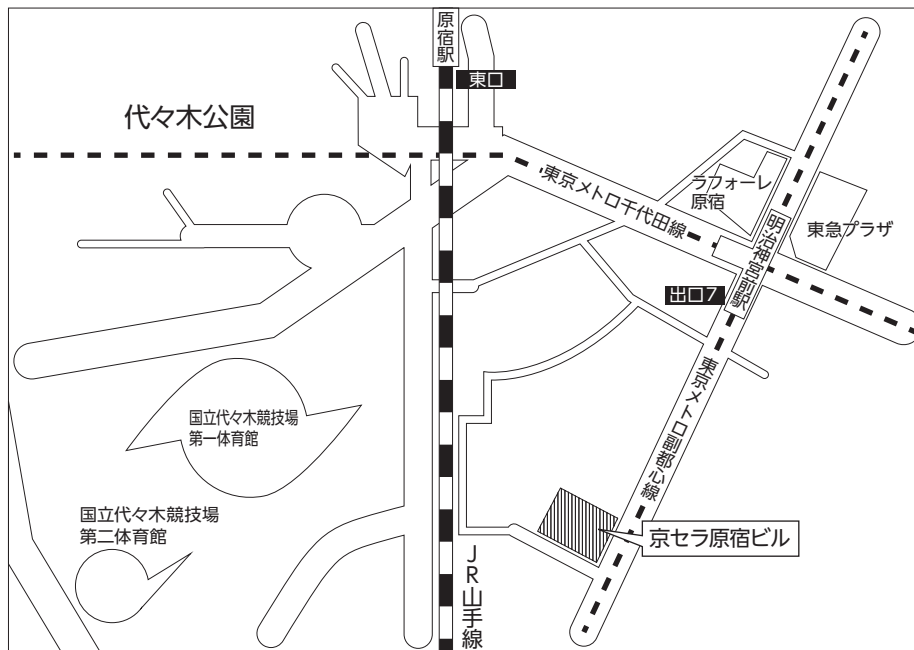
(注) 監査等委員三原宇雄、成松淳及び五十嵐幹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

〈× ㄗ 欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
京セラ原宿ビル2階
株式会社レアジョブ 本店会議室



交通機関

- JR原宿駅（東口）より徒歩9分
- 東京メトロ副都心線・千代田線
明治神宮前駅（7番出口）より徒歩3分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。